

TOKOニュースレター

Vol. 12/2011年10月号

発行日：2011年10月17日

お彼岸を過ぎたあたりから涼しい日が多くなりました。おかげでエアコンをつける日が少なくなりましたが、節電は冬も必要となりそうです。これから常に節電を意識することは、日本人のエチケットになるかもしれません。

I. 最新情報（2011年9月1日～2011年9月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種 類	タイトル	内 容	適用時期
2011年9月 15日	意見	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見について	平成23年8月3日に金融庁から「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この内閣府令案に対する意見を取りまとめ、平成23年8月16日付けで金融庁に提出いたしましたのでお知らせします。	—
2011年9月 21日	意見	「会社法施行規則及び会社計算規則等の一部を改正する省令案」に対する意見について	平成23年9月2日に法務省から「会社法施行規則及び会社計算規則等の一部を改正する省令案」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この省令案に対する意見を取りまとめ、平成23年9月20日付けで法務省に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし。

3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

特になし。

4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし。

Ⅱ. 連絡広場

1. ワンポイントメッセージ

四半期連結財務諸表と開示

平成23年4月1日以後開始する連結会計年度に属する四半期連結財務諸表から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計準（以下、遡及会計基準という。）」が適用され、これにより比較情報が導入されています。

比較情報は、当期連結財務諸表の一部を構成する前連結会計年度に係る事項を指します。従って、比較情報には、当連結会計年度に係る連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度に係る定性的な情報を含めることが求められます。その結果、比較情報の中でも特に注記の開示にあたっては、開示の要否を慎重に判断しなければなりません。下記に注意が必要と思われる注記とその取扱いを示します。

① 偶発債務の注記

当四半期に該当がない場合には、前期末に注記の記載があったとしても、比較情報において当該注記は不要になります。

② 継続企業の前提に関する注記

前期末の注記	当四半期の注記	比較情報の取扱い
注記あり	注記なし (不確実性なし)	すでに不確実性が解消しているため、当四半期の比較情報では、記載が不要となります。
注記あり	注記あり (前期と同様)	原則として、当四半期の比較情報に記載する際、前期末の注記事項に加えて、当期の状況変化を記載します。

③ 重要な後発事象

前期末の注記	当四半期の注記	比較情報の取扱い
注記あり	注記あり (前期末後に後発事象が発生し、当四半期においても、引き続き同じ事象があるため、その後の経緯としての後発事象の注記があるケース)	原則として、当四半期の比較情報に記載する際、前期末の注記事項に加えて、当期の状況変化を記載します。
注記あり	注記なし (前期末後に発生した後発事象は、当四半期の財務諸表に反映されているため、当四半期に係る後発事象の注記がないケース)	比較情報の記載は不要です。

④ 棚卸資産の内訳注記

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品について、第2四半期では、棚卸資産の科目により一括表示した場合でも、内訳の注記が必要となります。

前期末で商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品を区分掲記していた場合は、第2四半期で仕掛品がないとしても比較情報として前期末の仕掛品の額（「－」の表示）を注記します。

⑤ 会計方針の変更等に関する注記

会計方針の変更等の注記は、当期の財務諸表の注記となり、比較情報での記載は不要となります。

⑥ 測定方法の変更等があった場合のセグメント情報

変更後の方法に基づいて過年度のセグメント情報を作成しなおし、比較情報として開示します。従って、提出済みの前年第2四半期に係る情報をコピーして記載する必要はありません。

なお比較情報は、基本的に下記2つの手続きで作成されることとなります。

- ・当期の財務諸表の数値に対応する前期の財務諸表の数値の転記
- ・遡及会計基準に基づく会計上の変更及び誤謬の訂正による数値の調整

2. 今月のQ&A

Q	包括利益の表示に関する会計基準について 当社は、連結子会社をもたない個別財務諸表を開示する上場会社です。当社は3月決算ですが、連結財務諸表を作成していなかったため、平成23年3月期の個別財務諸表では、包括利益を開示していませんでした。平成24年3月期は開示する必要がありますか？
---	---

A. 「包括利益の表示に関する会計基準」では、その適用にあたり次のように記載されています。「連結財務諸表については、第8項及び第9項による注記を除いて、平成23年3月31日終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用する。・・・包括利益会計基準の個別財務諸表への適用については、本会計基準の公表から1年を目途に判断する。」

自見金融担当大臣が、記者会見で2015年にも実施される可能性があったIFRSの強制適用を2017年以降にする考えを示した結果、ASBJ等日本の会計基準を開発する諸団体は、これから開発する予定であった会計基準の検討を実質上ストップした状況になりました。そのため、現時点（平成23年9月末）では、包括利益会計基準の個別財務諸表への適用についても、棚上げの状態になっています。今後いつ審議が再開するか不明ですが、現状のままですと、平成24年3月期の個別財務諸表も平成23年3月期と同様に包括利益を開示する必要がなくなる可能性があります。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上